

7月24日からの大雨被害に遭われた方へ

被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。被害を受けた場合の市役所の連絡先と主な支援内容についてお知らせいたします。

【災害ごみ】の処分に困ったら

- ◆床上、床下浸水などにより被災した家屋からの災害ごみを受け入れます。市職員が被災現場に出向き、個別対応しておりますので災害ごみのある方はご連絡ください。

※環境共生課 ☎ 55-8069

【^{りさい}罹災証明書】の発行

- ◆水害により家屋等が被害を受けた方に、保険請求や行政等の各種支援制度を利用する際などに必要とされる証明書を発行します。
- ◆被害状況が分かる写真があればご提供ください。

(4~5枚程度：全景と被害箇所がわかるもの)

※税務課 ☎ 55-8095

【床上浸水】となったら

- ◆住家（現在住んでいる家屋）が床上浸水された方に、お見舞金をお渡ししますのでご連絡ください。※県からのお見舞金もあります。

※福祉課 ☎ 73-2122

【水道水】が「おかしいな？」と思ったら

- ◆水の出が悪い、水の濁りなど、水道水に関する困りごとは、平日の午前8時30分から午後5時15分までは

※上下水道お客様センター☎73-2165

休日・夜間は

※水ingAM（スイング）湯沢管理事務所☎55-8396

- ◆もし水道の水が止まってしまったら、給水活動に関する情報は、広報車、防災無線などでお知らせしますのでご確認ください。

- ◆農地等被害について
- ◆その他の困りごと相談について

※農林課☎ 78-1172

※環境共生課☎ 73-2115

そのほか様々な支援があります。
詳細は市HPをご覧ください。

